

介護労働者設備等整備モデル奨励金

介護労働者の身体的負担軽減や腰痛を予防するため、事業主が介護福祉機器(移動用リフト等)(P4参照)について、導入・運用計画を提出し、厚生労働省の認定を受けて導入した場合に、計画期間内に導入した介護福祉機器に係る所要経費の1/2を助成(上限250万まで)します。

支給対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主が対象となります。

1. 雇用保険の適用事業の事業主であること。
2. 介護関連事業主のうち、別表(P5参照)の介護サービスの提供を業として行う事業主であること。(他の事業と兼業していても差し支えない)。
3. 都道府県労働局長から導入・運用計画の認定を受けた事業主であること。
4. 認定計画に基づき、計画期間内に介護福祉機器(以下「機器」という。)の導入を行うほか、導入機器の使用を徹底するための研修、腰痛予防の講習、導入機器のメンテナンス、導入効果の把握等に取り組む事業主であること。導入効果については、一定の基準を上回ることが必要であり、基準を下回った場合は、奨励金は支給しない。
5. 当該事業所の雇用管理に取り組むとともに、労働者からの相談に応じる「介護労働者雇用管理責任者」を選任し、かつ、その選任した者の氏名の周知を当該事業所に掲示等することにより行っている事業所であること。
6. 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付け、労働局の要請により提出する事業主であること。
7. 都道府県労働局が行う審査及び現地確認に協力する事業主であること。
8. 導入・運用計画の提出日の6ヶ月前の日から支給申請書の提出日までの間(以下「基準期間」という。)において、申請事業主が、解雇等事業主都合による離職者を生じさせていない事業主であること。
9. 基準期間に特定受給資格者(倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた受給資格者をいう。)として受給資格の決定がなされた者の数等から判断して適正な雇用管理を行っていると思われる事業主であること。
10. 労働保険料を過去2年間滞納している事業主でないこと。
11. 過去3年以内に不正受給を行った事業主でないこと。
12. 過去に、支給を受けた当該奨励金の累計額が、上限額(250万円)に達した場合は、当該奨励金に係る労働局長が行った最後の支給決定をした日の翌日から起算して3年を経過していること。ただし、奨励金の上限額に到達するまでは、当該支給決定後の期間に関わらず、申請を行うことができる。
13. 労働関係法令に違反していることにより奨励金を支給することが適切でないと思われる事業主ではないこと。

支給額

- 介護福祉機器の導入等に要した費用であって、計画期間内に支払いが完了した額(手形又は小切手による支払いの場合にあっては、決済が完了したものに限る)の1/2を助成します。上限は250万です。
- 費用の支払いが計画期間を超える賃借及び分割による支払いのため、計画期間内に完了しない場合は、計画期間内における最後の支払いをもって、支払いが完了したものとみなします。なお、賃借による支払いの場合にあっては、計画期間内において、実際に賃借した期間の賃借料(支払いが完了している分に限る)の1/2を助成します。
- 費用の額には、次の額を含めることができます。

1. 利子(費用を分割して支払う場合に限る)
2. 介護福祉機器の導入に付随する工事費の額
3. 保守契約を締結した場合は、その費用の額
4. 介護福祉機器の使用を徹底するための研修に要した費用の額
5. 消費税の額

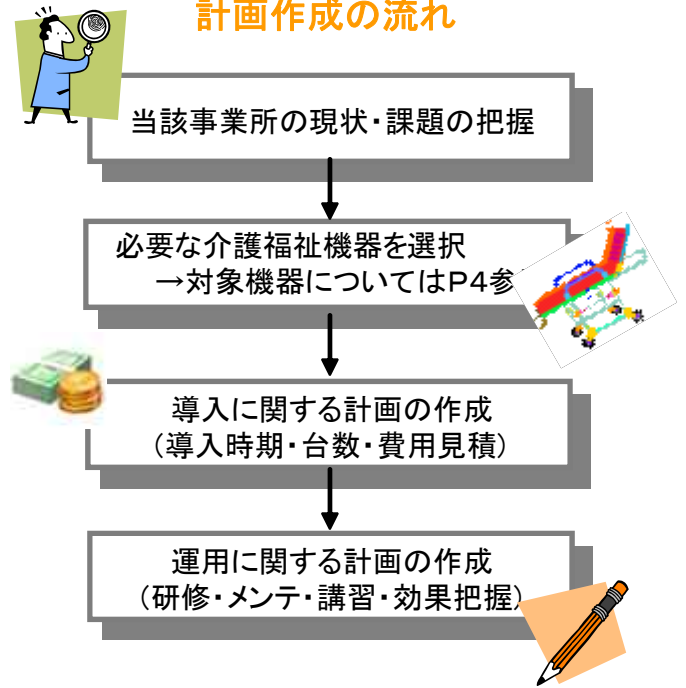


導入・運用計画

<計画の概要>

- 奨励金は、介護福祉機器の導入のみをもって支給されるものではありません。介護労働者の身体的負担軽減や腰痛予防につながるよう、適切な運用を行うために、「導入機器の使用を徹底させるための研修」、「導入機器のメンテナンス」、「導入効果の把握」、「腰痛予防の講習」等を行うことが必要です。
- 導入効果については、腰痛の症状がある職員数や身体的負担が大きいと感じる職員数の改善率等で評価いたします。導入効果は一定の基準を上回ることが必要であり、基準を下回った場合は、奨励金は支給されません。
- 導入・運用計画には、導入に関する事項と運用に関する事項を記載します。
- 計画の作成にあたっては、まず事業所の現状や問題点の把握することから始めましょう。問題点に沿って事業所に必要な機器を導入することが大切です。

計画作成の流れ



導入・運用計画

導入に関する事項

導入する介護福祉機器の内容等

運用に関する事項

導入機器の使用を徹底させるための研修計画

腰痛を予防するための講習の計画

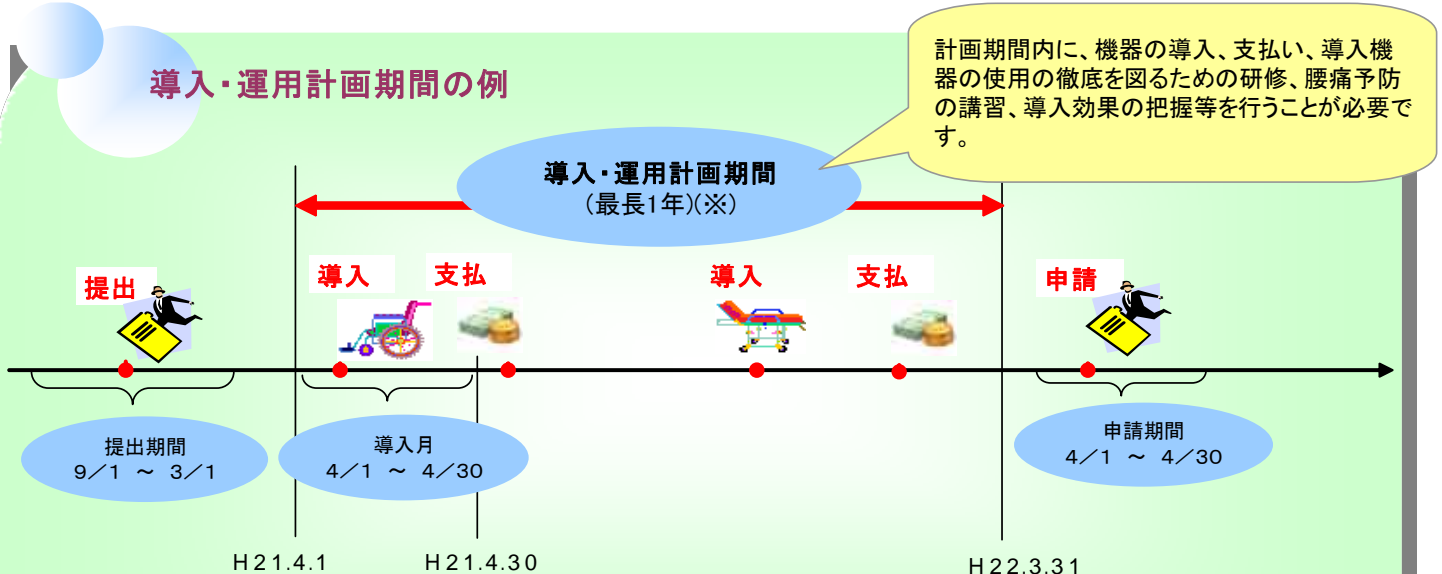
導入機器のメンテナンスの計画

導入効果を把握するための計画

<計画の期間・提出期限>

- 導入・運用計画は、最初に介護福祉機器を導入する月の初日を開始日とし、3ヶ月以上1年以内の期間で設定してください。なお、計画期間内に機器の導入、支払、研修、講習、導入効果の把握等を完了させることが必要です。
- 導入・運用計画は、計画の初日(機器を導入する月の初日)から遡って6ヶ月前から1ヶ月前の間に提出してください。
- 奨励金の支給申請は、計画期間の末日の翌日から1ヶ月以内に行ってください。

導入・運用計画期間の例

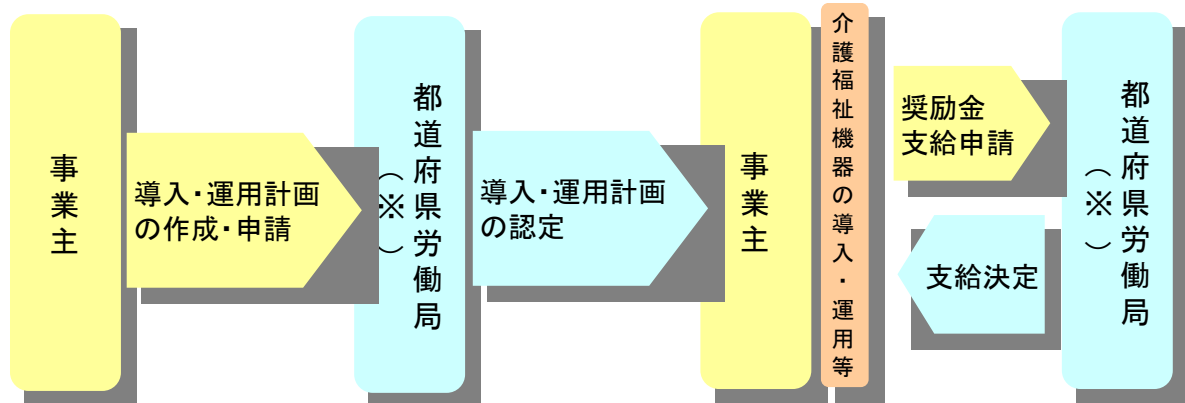


※費用の支払いが計画期間を超える賃借及び分割による支払いのため、計画期間内に完了しない場合は、計画期間内における最後の支払いをもって、支払いが完了したものとみなします。なお、賃借による支払いの場合にあつては、計画期間内において、実際に賃借した期間の賃借料(支払いが完了している分に限り)の1/2を助成します。

手続きの流れ

<手続きの概要>

- 「導入・運用計画」は、介護福祉機器を最初に導入する月の初日から遡って6ヶ月前から1ヶ月前の間に、事業主の主たる事業所を管轄する都道府県労働局まで提出して下さい。



※なお、労働局の管轄下にある公共職業安定所に提出できる場合がありますので、労働局までお問い合わせ下さい。

<添付書類>

- 導入・運用計画を提出する際は、導入・運用計画書(様式第1号)に以下の書類を添付する必要があります。

【添付書類】

1. 介護保険指定事業者としての指定通知書又はその写し、登記事項証明等、介護関係業務を行っている事業主であることを確認するための書類
2. 介護労働者設備等整備モデル奨励金介護福祉機器設置・整備申告書(様式第2号)
3. 「介護労働者雇用管理責任者」の選任を書面によりしている場合は、その書面(写)
4. 導入する介護福祉機器を確認することのできるカタログ、価格表、見積書等(写)
5. 導入・運用計画書の提出日の6ヶ月前の日から導入・運用計画書の提出日までの間に、申請事業主が雇用しなくなった雇用保険一般被保険者の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等(写)
6. 職員へのアンケート調査等、導入効果の把握に要する書類(他の書類で確認できる場合は除く。)
7. 総勘定元帳その他労働局長が必要と認める書類

ご注意！

この奨励金は予算の範囲内で実施するため、予算の執行状況によっては、導入・運用計画の受付を予告なく締め切る場合がありますのであらかじめご了承下さい。詳細は労働局までお問い合わせ下さい。

- 奨励金の支給申請は、計画期間の末日の翌日から1ヶ月以内に行ってください。なお、支給申請に必要な書類等は、支給申請書(様式第7号)の裏面をご覧ください。

導入・運用計画の認定基準

- 事業主から提出された導入・運用計画は、都道府県労働局にて、次の認定基準に照らして審査し、適切と認められる場合は、認定通知書により事業主に通知します。
 - ◇ 計画内容が介護福祉機器の導入・適切な運用により労働環境を改善し、もって、介護労働者の雇用管理の改善を図るものであり、その計画の実施により介護労働者の身体的負担軽減や腰痛の予防に一定の効果が見込まれること。
 - ◇ 計画内容が明確かつ具体的であり、実効性が高いものと判断されること。
 - ◇ 導入機器が事業所の実情に即し、労働環境の改善に必要なものと認められること。
 - ◇ 奨励金の支給終了後も引き続き介護福祉機器の使用が見込まれること。
- 記載項目等については、導入・運用計画対象経費内訳書(様式1号別紙)及び設置・整備申告書(様式2号)を参照下さい。

対象となる介護福祉機器

- ✚ 奨励金の支給の対象となる介護福祉機器は、介護労働者の身体的負担が軽減され、腰痛予防に効果が高く、労働環境の改善に資する以下の機器となります。ただし、一品の見積価格及び購入価格が10万円未満のものは除きます。(要介護者本人が購入又は賃借する機器については奨励金の対象外です。)

** 対象となる介護福祉機器 **

- (1) 移動用リフト
なお、移動用リフトの導入時に、当該移動用リフトの稼働に必要なものとして、同時に購入等した吊り具(スリングシート)を含む。
- (2) 自動車用車いすリフト
- (3) 立位補助機(スタンディングマシーン)
- (4) ベッド(傾斜角度又は高さが調整できる機能を有するものに限る。)
- (5) 座面昇降機能付車いす
- (6) 特殊浴槽(移動用リフトと一体化しているもの、移動用リフトが取り付け可能なもの又は側面が開閉可能なものに限る。)
- (7) ストレッチャー(入浴用を使用するものを含む。)
- (8) シャワーキャリー
- (9) 昇降装置(人の移動に使用するものに限る。)
- (10) その他腰痛予防の効果が特に高いと考えられるもの



ご注意!

上記に該当する機器であっても、以下に該当する場合には、奨励金の対象とはなりません!

- (1) 事業主が私的目的のために購入した機器
- (2) 事業主以外の名義の機器
- (3) 現物出資された機器
- (4) 商品対価
- (5) 原材料
- (6) 取得するも解約あるいは第三者に譲渡した機器
- (7) 支払い事実が明確でない機器
- (8) 国外において導入される機器
- (9) 資本的及び経済的関連性がある事業主間の取引による機器
- (10) 配偶者間、1親等の親族間、法人とその代表者間若しくは代表者の配偶者間、代表者の1親等の親族間又は法人とその取締役間若しくは同一代表者の法人間の取引による機器
- (11) 管轄労働局が行う現地調査において、その存在が確認できない機器
- (12) 併給調整がなされる助成金等の支給に係る機器
- (13) 長期(1年以上)にわたり反復して更新することが見込まれない契約により賃借した機器



助成金の対象となる介護関係業務

介護保険法の規定によるサービス 都道府県が指定・監督を行うサービス

介護給付を行うサービス

- 居宅サービス
 - <訪問サービス>
 - ・訪問介護
 - ・訪問入浴介護
 - ・老人訪問看護
 - ・訪問リハビリテーション
 - ・居宅療養管理指導
 - <その他の居宅サービス>
 - ・特定施設入居者生活介護
 - ・福祉用具貸与
 - ・特定福祉用具販売
 - 施設サービス
 - ・介護福祉施設サービス
 - ・介護保健施設サービス
 - ・介護療養施設サービス
 - <通所サービス>
 - ・通所介護
 - ・通所リハビリテーション
 - <短期入所サービス>
 - ・短期入所生活介護
 - ・短期入所療養介護
 - 居宅介護支援
 - ・居宅介護支援

予防給付を行うサービス

- 介護予防サービス
 - <訪問サービス>
 - ・介護予防訪問介護
 - ・介護予防訪問入浴介護
 - ・介護予防訪問看護
 - ・介護予防訪問リハビリテーション
 - ・介護予防居宅療養管理指導
 - <その他の介護予防サービス>
 - ・介護予防特定施設入居者生活介護
 - ・介護予防福祉用具貸与
 - ・特定介護予防福祉用具販売
 - <通所サービス>
 - ・介護予防通所介護
 - ・介護予防通所リハビリテーション
 - <短期入所サービス>
 - ・介護予防短期入所生活介護
 - ・介護予防短期入所療養介護

市町村が指定・監督を行うサービス

介護給付を行うサービス

- 地域密着型サービス
 - ・夜間対応型訪問介護
 - ・認知症対応型通所介護
 - ・小規模多機能型居宅介護
 - ・認知症対応型共同生活介護
 - ・地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

予防給付を行うサービス

- 地域密着型介護予防サービス
 - ・介護予防認知症対応型通所介護
 - ・介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ・介護予防認知症対応型共同生活介護
- 介護予防支援
 - ・介護予防支援

その他の介護サービス

- ・障害福祉サービス
- ・地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練
- ・知的障害児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・知的障害児通園施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・盲ろうあ児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・肢体不自由児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・重症心身障害児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- ・身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者の居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話
- ・特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売以外の介護福祉用具の販売
- ・その他、厚生労働大臣が定める福祉サービス又は保健医療サービス

身体障害者更生援護施設(平成18年10月1日改正前の身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設に限る。)、知的障害者援護施設(平成18年10月1日改正前の知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に限る。)については、「平成18年厚生労働省令169号第25条」により、経過措置として平成23年度末までの経過措置が終了するまでは適用されることが定められています。

<ご利用にあたって>

- ✚ 支給申請時に、介護福祉機器(以下「機器」という。)が計画どおりに導入・運用されていることを、必要に応じて現地確認させていただきます。なお、以下に該当する場合には奨励金を支給することができませんのでご注意ください。
 - 導入機器を転用、譲渡、売却、解約または改造した場合
 - 正当な理由なく、機器の一部又は全部を設置していない場合又は設置するも使用を停止している場合
 - 適正な使用や管理を怠ったことにより機器が使用不可能となった場合
 - 機器が計画とは異なる事業所に導入された場合
- ✚ 支給申請書等の記載事項を確認するため、必要に応じて添付書類以外の書類の提出又は提示を求めることがあります。なお、これらの確認に協力が得られず、支給要件に照らして支給申請書等の内容に疑義があると認められるときは、奨励金を支給できないことがあります。
- ✚ 奨励金の支給は口座振り込みで行います。支給決定を通知してから、申請のあった口座に支給されるまでに期間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ✚ 同一の事由により、雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金、受給資格者創業支援助成金、中小企業人材能力発揮奨励金、雇用開発奨励金、通年雇用奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、70歳定年引上げ等モデル企業助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、訓練等支援助付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、介護雇用管理助成金、中小企業労働時間適正化促進助成金、障害者作業施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金又は地方公共団体等の補助金等の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、奨励金は支給されません。
- ✚ 雇用保険二事業で実施する助成金制度の適正な運営を図るため、支給申請の際、職業安定機関に対して照会を行い、労働保険料の滞納や各種給付金の不正受給の有無などの内容を確認します。
- ✚ 不正受給は犯罪です。偽りその他の不正行為により支給を受け、または受けようとした場合は、支給決定の取消または支給金額の全額の返還(年5%の利息を加算)を求めます。また、その後一定期間、雇用保険法に基づくその他の助成金を受給できなくなります。特に悪質なケースは、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。
- ✚ 本助成金の支給制度は、行政不服審査法上の不服申立ての対象たる処分性を有しておらず、支給要件に合致して初めて支給するものであるため、不支給又は支給の取消がなされた場合でも、同法に基づく不服申立て、審査請求を行うことはできません。
- ✚ この助成金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主については、国の会計検査の対象となる場合があります。対象となった場合はご協力をお願いいたします。関係書類については、5年間整理保存しておいてください。
- ✚ この他にも支給要件や留意点がございますので、必ずお近くの都道府県労働局までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

- ◇ この奨励金に関するお問い合わせ
 - ・・・都道府県労働局(<http://www.mhlw.go.jp/link/index.html#roudoukyoku>)
- ◇ 介護全般情報・雇用管理改善相談援助などに関するお問い合わせ
 - ・・・財団法人介護労働安定センター(<http://www.kaigo-center.or.jp/center/>)
- ◇ 介護福祉機器に関するお問い合わせ
 - ・・・財団法人テクノエイド協会(<http://www.techno-aids.or.jp/>)
 - ・・・社団法人日本福祉用具供給協会(<http://www.fukushiyogu.or.jp/>)
 - ・・・日本福祉用具・生活支援用具協会(<http://www.jaspa.gr.jp/>)

